

広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律施行規則の 一部を改正する省令要旨

(1) 特定居住に係る拠点施設（規則第3条関係）

法第2条第2項第4号に規定する特定居住の促進に係る拠点施設として、一団地の住宅施設、宿泊施設、特定居住者の共同利用に供する事務所、事業所その他の業務施設又は特定居住者と地域住民との交流の促進に資する施設を規定することとする。

(2) 広域的地域活性化基盤整備計画の作成等の提案に係る方法（規則第9条関係）

法第5条第10項（同条第13項において準用する場合を含む。）の規定により広域的地域活性化基盤整備計画の作成の提案を行おうとする市町村は、市町村の名称並びに法第22条第1項に規定する特定居住拠点施設に関する事項及び特定居住重点地区の区域を記載した提案書に当該提案に係る広域的地域活性化基盤整備計画の素案を添えて、都道府県に提出しなければならないこととする。

(3) 法第22条第10項の国土交通省令で定める者（規則第18条関係）

公的賃貸住宅等整備事業の実施主体である特定非営利活動法人又は一般社団法人若しくは一般財団法人に準ずる者として、営利を目的としない法人格を有しない団体であつて、代表者の定めがあり、かつ、地域における良好な居住環境の形成を図る活動を行うことを目的とするもの等を規定することとする。

(4) 特定居住促進計画の作成等の提案に係る方法（規則第19条関係）

法第32条第1項の規定により特定居住促進計画の作成又は変更の提案を行おうとする支援法人は、その名称又は商号及び主たる事務所の所在地を記載した提案書に当該提案に係る特定居住促進計画の素案を添えて、市町村に提出しなければならないこととする。

(5) その他

改正法の施行に伴う所要の規定の整理を行うほか、所要の改正を行うこととする。